

半 期 報 告 書

(第83期中) 自 平成23年 4 月 1 日
至 平成23年 9 月 30 日

株式会社商工組合中央金庫

(E21951)

第83期中（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と併せて提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社商工組合中央金庫

目 次

頁

第83期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【業績等の概要】	6
2 【生産、受注及び販売の状況】	26
3 【対処すべき課題】	26
4 【事業等のリスク】	26
5 【経営上の重要な契約等】	26
6 【研究開発活動】	26
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	27
第3 【設備の状況】	29
1 【主要な設備の状況】	29
2 【設備の新設、除却等の計画】	29
第4 【提出会社の状況】	30
1 【株式等の状況】	30
2 【株価の推移】	32
3 【役員の状況】	32
第5 【経理の状況】	33
1 【中間連結財務諸表等】	34
2 【中間財務諸表等】	73
第6 【提出会社の参考情報】	87
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	88

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年12月16日

【中間会計期間】 第83期中(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社商工組合中央金庫

【英訳名】 The Shoko Chukin Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 関 哲 夫

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲二丁目10番17号

【電話番号】 03 (3272) 6111 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部主計室長 高 野 和 彦

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社商工組合中央金庫 大阪支店
(大阪府大阪市西区阿波座一丁目7番13号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成23年度 中間連結 会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	119,553	115,842	116,065	239,943	231,459
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△1,838	15,459	18,047	12,690	29,109
連結中間純利益 (△は連結中間純損失)	百万円	△1,900	8,073	9,646	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	6,704	15,867
連結中間包括利益	百万円	—	13,102	10,632	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	—	17,080
連結純資産額	百万円	837,286	856,554	866,650	847,960	860,527
連結総資産額	百万円	11,739,059	12,250,947	12,223,419	12,090,335	12,135,664
1株当たり純資産額	円	129.84	138.70	143.34	134.75	140.52
1株当たり中間 純利益金額 (△は1株当たり中間 純損失金額)	円	△0.87	3.70	4.43	—	—
1株当たり当期 純利益金額	円	—	—	—	3.07	7.28
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	7.10	6.96	7.05	6.98	7.05
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.02	11.80	12.79	11.39	12.37
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	425,052	101,228	△91,045	709,692	△73,791
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△587,566	△93,485	216,632	△913,080	131,222
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	147,739	△4,509	△4,509	147,734	△4,514
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	68,867	31,221	201,981	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	—	—	—	27,988	80,904
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,373 [719]	4,385 [762]	4,346 [813]	4,299 [725]	4,300 [773]

- (注) 1. 当金庫及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6. 連結自己資本比率は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づく平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号に定められた算式に基づき算出しております。当金庫は、国際統一基準を採用しております。
7. 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。

(2) 当金庫の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

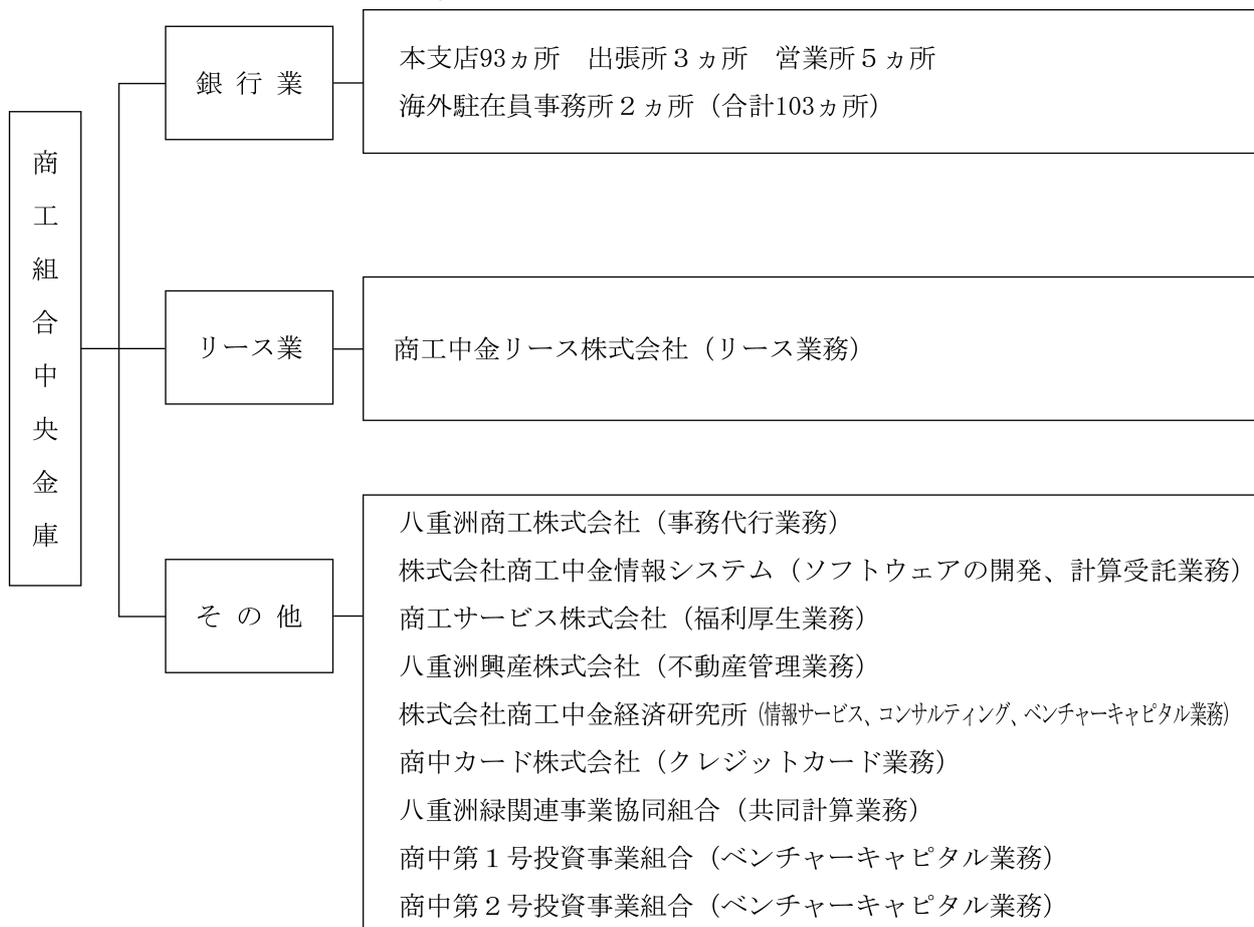
回次		第81期中	第82期中	第83期中	第81期	第82期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
経常収益	百万円	106,909	103,531	103,521	214,632	207,265
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△2,748	14,302	16,912	10,988	27,224
中間純利益 (△は中間純損失)	百万円	△2,469	7,376	8,942	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	5,616	14,711
資本金	百万円	218,653	218,653	218,653	218,653	218,653
発行済株式総数	千株	2,186,531	2,186,531	2,186,531	2,186,531	2,186,531
純資産額	百万円	832,807	850,883	859,821	842,974	854,399
総資産額	百万円	11,707,597	12,213,085	12,175,511	12,056,799	12,093,975
預金残高	百万円	3,360,751	3,402,245	3,619,533	3,337,866	3,455,853
債券残高	百万円	6,211,227	5,751,818	5,451,334	5,941,275	5,569,201
貸出金残高	百万円	9,370,582	9,414,189	9,549,921	9,455,603	9,520,295
有価証券残高	百万円	2,154,886	2,575,478	2,114,900	2,482,634	2,337,047
1株当たり中間純利益 金額 (△は1株当たり 中間純損失金額)	円	△1.13	3.38	4.10	—	—
1株当たり当期 純利益金額	円	—	—	—	2.57	6.75
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円	—	—	—	普通株式 (政府以外分) 3.00 普通株式 (政府分) 1.00	普通株式 (政府以外分) 3.00 普通株式 (政府分) 1.00
自己資本比率	%	7.11	6.96	7.06	6.99	7.06
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.02	11.81	12.79	11.40	12.37
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,062 [643]	4,056 [684]	4,020 [722]	3,970 [650]	3,980 [692]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額については、普通株式(政府以外分)と普通株式(政府分)とに区別して、記載しております。株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。
5. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6. 単体自己資本比率は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づく平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号に定められた算式に基づき算出しております。当金庫は、国際統一基準を採用しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当金庫グループ（当金庫及び当金庫の子会社等）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

事業系統図は以下のとおりです。



3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成23年9月30日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数(人)	4,020 [722]	52 [11]	274 [80]	4,346 [813]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員815人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当金庫の従業員数

平成23年9月30日現在

従業員数(人)	4,020 [722]
---------	----------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員724人を含んでおりません。
2. 当金庫の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 当金庫の組合は、商工中金職員組合と称し、組合員数は3,438人であり、労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

〔金融経済環境〕

当中間連結会計期間のわが国経済は、東日本大震災によって急激に悪化しましたが、サプライチェーンの復旧が想定以上に進み、生産や輸出を中心に緩やかな回復が続きました。欧州ではギリシャをはじめとする周辺国の財政問題が再燃し、米国経済も債務上限問題などが重石となって回復の動きが鈍るなど、先進国の回復は総じて緩やかでした。一方で新興国では比較的高い成長が続きましたが、インフレ圧力に対応した金融引き締め策による景気減速が懸念されております。こうした海外経済の動向の中で、わが国では輸出の回復に伴って生産活動が活発に行われました。個人消費は節電関連や住宅購入支援制度などによって一時的な盛り上がりを見せたものの、雇用情勢は依然厳しさが残り、緩やかな回復に止まりました。加えて夏場以降は円高の進行もあって、景気の回復に減速感が生じております。

中小企業につきましても震災の影響は強く表われ、当金庫「中小企業月次景況観測」では、4月に指数は過去最大の低下幅を記録し、景況感は急速に悪化しました。夏場以降は自粛ムードの緩和や、サプライチェーン復旧の前倒しに伴う生産活動の回復など製造業を中心として持ち直しに向けた動きを見せました。但し、電力供給制約や急速な円高の進行は中小企業でも回復の足を引っ張り、また世界経済の先行き不安などにより、中小企業の景況は不透明感が残る状況が続いております。

金融面につきましては、欧米債務問題および世界経済の減速感から歴史的な円高進行となりました。このため、政府・日本銀行が8月4日に円売り・ドル買い介入を実施したものの、海外経済は不透明な状況が続き、8月19日には1ドル＝75円95銭を記録し、戦後最高値を更新しました。

円高等を受けた景気の下振れリスクから、日本銀行は8月に資産買入等基金を増額し、金融緩和を強化しました。海外不安要因から、長期金利（新発10年国債利回り）は1%割れの水準まで低下しました。日経平均株価は東日本大震災後の下落から5月には10,000円台を回復したものの、9月には8,000円台まで再度下落しました。

〔事業の経過及び成果〕

当中間連結会計期間における業績は、以下のとおりとなりました。

貸出金は、東日本大震災による経済、金融、国民生活への影響を踏まえ、当面の資金繰りに不安を抱えるお取引先や災害復旧・復興に取り組むお取引先に対し、危機対応業務を中心に組織をあげてセーフティネット機能の発揮に取り組んだ結果、期末残高は前連結会計年度末比318億円増加し、9兆5,331億円となりました。また、有価証券は、国内債券を中心として、投資環境や市場環境を注視しつつ運用を行った結果、期末残高は同2,221億円減少し、2兆1,115億円となりました。

預金は、定期預金残高が増加したことなどから、期末残高は前連結会計年度末比1,642億円増加し、3兆6,153億円となりました。また、債券は、割引債残高が減少したことなどから、期末残高は同1,179億円減少し、5兆4,510億円となりました。

これらの結果、総資産の期末残高は、前連結会計年度末比877億円増加し、12兆2,234億円となりました。連結自己資本比率（「株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」（平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号）に基づき算出したもの）は、同0.42%増加し、12.79%となりました。

損益面につきましては、経常収益は、ほぼ横ばいで推移し、1,160億円となりました。一方、経常費用は、資金調達費用やその他業務費用が減少したことなどにより、前年同期比23億円減少し、980億円となりました。

以上により、経常利益は前年同期比25億円増加し180億円、中間純利益は同15億円増加し96億円となりました。

・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末比1,210億円増加し、2,019億円となりました。

当中間連結会計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において営業活動における資金は、コールローンの増加等を反映し△910億円（前年同期比△1,922億円）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において投資活動における資金は、有価証券の売却等を反映し2,166億円（前年同期比+3,101億円）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において財務活動における資金は、配当金の支払等を反映し△45億円（前年同期比△0億円）となりました。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間におきまして、国内は、資金運用収支が688億92百万円、役務取引等収支が31億13百万円、特定取引収支が28億5百万円、その他業務収支が33億20百万円となりました。

海外は、資金運用収支が1億17百万円、役務取引等収支が0百万円、その他業務収支が△15百万円となりました。

以上により、合計では、資金運用収支は前年同期比42億88百万円増加して690億10百万円、役務取引等収支は同5億89百万円減少して31億14百万円、特定取引収支は同86百万円減少して28億5百万円、その他業務収支は同17億76百万円増加して33億4百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	64,583	137	—	64,721
	当中間連結会計期間	68,892	117	—	69,010
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	92,442	201	△60	92,583
	当中間連結会計期間	91,837	144	△26	91,955
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	27,859	63	△60	27,862
	当中間連結会計期間	22,944	26	△26	22,945
役務取引等収支	前中間連結会計期間	3,692	11	—	3,704
	当中間連結会計期間	3,113	0	—	3,114
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,768	16	—	4,785
	当中間連結会計期間	4,673	2	—	4,675
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,076	4	—	1,081
	当中間連結会計期間	1,560	1	—	1,561
特定取引収支	前中間連結会計期間	2,891	—	—	2,891
	当中間連結会計期間	2,805	—	—	2,805
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	2,944	—	—	2,944
	当中間連結会計期間	2,805	—	—	2,805
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	53	—	—	53
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
その他業務収支	前中間連結会計期間	2,642	△1,115	—	1,527
	当中間連結会計期間	3,320	△15	—	3,304
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	13,587	—	—	13,587
	当中間連結会計期間	14,572	—	—	14,572
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	10,945	1,115	—	12,060
	当中間連結会計期間	11,252	15	—	11,268

- (注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。
2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。
3. 「相殺消去額」欄には、「国内」・「海外」間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

国内の資金運用勘定の平均残高は11兆9,136億57百万円、利息は918億37百万円、利回りは1.53%となりました。また、国内の資金調達勘定の平均残高は10兆8,598億73百万円、利息は229億44百万円、利回りは0.42%となりました。

海外の資金運用勘定の平均残高は260億87百万円、利息は1億44百万円、利回りは1.10%となりました。また、海外の資金調達勘定の平均残高は263億36百万円、利息は26百万円、利回りは0.20%となりました。

以上により、合計の資金運用勘定の平均残高は前年同期比1,575億88百万円増加して11兆9,157億92百万円、利息は同6億28百万円減少して919億55百万円、利回りは同0.03%低下して1.53%となりました。また、合計の資金調達勘定の平均残高は同1,730億66百万円増加して10兆8,622億58百万円、利息は同49億17百万円減少して229億45百万円、利回りは同0.09%低下して0.42%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	11,756,770	92,442	1.56
	当中間連結会計期間	11,913,657	91,837	1.53
うち貸出金	前中間連結会計期間	9,065,608	84,068	1.84
	当中間連結会計期間	9,310,661	82,920	1.77
うち有価証券	前中間連結会計期間	2,476,855	6,842	0.55
	当中間連結会計期間	2,259,196	6,892	0.60
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	60,748	95	0.31
	当中間連結会計期間	100,017	135	0.27
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	53,683	30	0.11
	当中間連結会計期間	87,427	47	0.10
うち預け金	前中間連結会計期間	29,652	24	0.16
	当中間連結会計期間	99,369	71	0.14
資金調達勘定	前中間連結会計期間	10,686,667	27,859	0.51
	当中間連結会計期間	10,859,873	22,944	0.42
うち預金	前中間連結会計期間	3,099,249	3,031	0.19
	当中間連結会計期間	3,376,264	2,576	0.15
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	53,267	63	0.23
	当中間連結会計期間	65,375	62	0.19
うち債券	前中間連結会計期間	5,856,565	19,298	0.65
	当中間連結会計期間	5,516,529	14,710	0.53
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	701	0	0.22
	当中間連結会計期間	113	0	0.07
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	139	0	0.09
	当中間連結会計期間	117	0	0.11
うち借入金	前中間連結会計期間	1,672,401	5,430	0.64
	当中間連結会計期間	1,897,343	5,553	0.58

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間1,685百万円、当中間連結会計期間1,849百万円)を控除して表示しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	38,468	201	1.04
	当中間連結会計期間	26,087	144	1.10
うち貸出金	前中間連結会計期間	18,677	137	1.47
	当中間連結会計期間	19,360	134	1.38
うち有価証券	前中間連結会計期間	17,939	61	0.67
	当中間連結会計期間	768	2	0.66
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	1,852	2	0.23
	当中間連結会計期間	5,958	7	0.24
資金調達勘定	前中間連結会計期間	39,560	63	0.31
	当中間連結会計期間	26,336	26	0.20
うち預金	前中間連結会計期間	2,524	3	0.25
	当中間連結会計期間	2,384	0	0.05
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間1,165百万円、当中間連結会計期間389百万円)を控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	11,795,239	△37,036	11,758,203	92,643	△60	92,583	1.57
	当中間連結会計期間	11,939,744	△23,952	11,915,792	91,981	△26	91,955	1.53
うち貸出金	前中間連結会計期間	9,084,285	—	9,084,285	84,206	—	84,206	1.84
	当中間連結会計期間	9,330,022	—	9,330,022	83,055	—	83,055	1.77
うち有価証券	前中間連結会計期間	2,494,794	—	2,494,794	6,904	—	6,904	0.55
	当中間連結会計期間	2,259,964	—	2,259,964	6,894	—	6,894	0.60
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	60,748	—	60,748	95	—	95	0.31
	当中間連結会計期間	100,017	—	100,017	135	—	135	0.27
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	53,683	—	53,683	30	—	30	0.11
	当中間連結会計期間	87,427	—	87,427	47	—	47	0.10
うち預け金	前中間連結会計期間	31,505	—	31,505	26	—	26	0.16
	当中間連結会計期間	105,328	—	105,328	79	—	79	0.14
資金調達勘定	前中間連結会計期間	10,726,228	△37,036	10,689,191	27,922	△60	27,862	0.51
	当中間連結会計期間	10,886,210	△23,952	10,862,258	22,971	△26	22,945	0.42
うち預金	前中間連結会計期間	3,101,773	—	3,101,773	3,034	—	3,034	0.19
	当中間連結会計期間	3,378,649	—	3,378,649	2,576	—	2,576	0.15
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	53,267	—	53,267	63	—	63	0.23
	当中間連結会計期間	65,375	—	65,375	62	—	62	0.19
うち債券	前中間連結会計期間	5,856,565	—	5,856,565	19,298	—	19,298	0.65
	当中間連結会計期間	5,516,529	—	5,516,529	14,710	—	14,710	0.53
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	701	—	701	0	—	0	0.22
	当中間連結会計期間	113	—	113	0	—	0	0.07
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	139	—	139	0	—	0	0.09
	当中間連結会計期間	117	—	117	0	—	0	0.11
うち借入金	前中間連結会計期間	1,672,401	—	1,672,401	5,430	—	5,430	0.64
	当中間連結会計期間	1,897,343	—	1,897,343	5,553	—	5,553	0.58

(注) 1. 「相殺消去額」欄には、「国内」・「海外」間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

2. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間2,850百万円、当中間連結会計期間2,239百万円)を控除して表示しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

国内の役務取引等収益は46億73百万円となりました。また、役務取引等費用は15億60百万円となりました。

海外の役務取引等収益は2百万円、役務取引等費用は1百万円となりました。

以上により、合計の役務取引等収益は前年同期比1億9百万円減少して46億75百万円、役務取引等費用は同4億80百万円増加して15億61百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,768	16	—	4,785
	当中間連結会計期間	4,673	2	—	4,675
うち債券・預金・貸出業務	前中間連結会計期間	1,999	—	—	1,999
	当中間連結会計期間	1,890	—	—	1,890
うち為替業務	前中間連結会計期間	771	14	—	786
	当中間連結会計期間	788	0	—	788
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	247	—	—	247
	当中間連結会計期間	261	—	—	261
うち代理業務	前中間連結会計期間	650	—	—	650
	当中間連結会計期間	629	—	—	629
うち保証業務	前中間連結会計期間	919	2	—	922
	当中間連結会計期間	889	1	—	891
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	0	—	—	0
	当中間連結会計期間	0	—	—	0
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,076	4	—	1,081
	当中間連結会計期間	1,560	1	—	1,561
うち為替業務	前中間連結会計期間	168	4	—	172
	当中間連結会計期間	178	1	—	179

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

国内の特定取引収益は前年同期比1億39百万円減少して28億5百万円となりました。また、特定取引費用は同53百万円減少し、計上はありません。

なお、海外の特定取引収益及び特定取引費用の計上はありません。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	2,944	—	—	2,944
	当中間連結会計期間	2,805	—	—	2,805
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	2	—	—	2
	当中間連結会計期間	62	—	—	62
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	98	—	—	98
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	2,942	—	—	2,942
	当中間連結会計期間	2,644	—	—	2,644
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
特定取引費用	前中間連結会計期間	53	—	—	53
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	53	—	—	53
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

② 特定取引資産・負債の内訳(末残)

国内の特定取引資産は前年同期比65億43百万円増加して479億71百万円となりました。また、特定取引負債は同46億10百万円増加して413億36百万円となりました。

なお、海外の特定取引資産及び特定取引負債の計上はありません。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	41,428	—	—	41,428
	当中間連結会計期間	47,971	—	—	47,971
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	170	—	—	170
	当中間連結会計期間	2,185	—	—	2,185
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	41,257	—	—	41,257
	当中間連結会計期間	45,786	—	—	45,786
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
特定取引負債	前中間連結会計期間	36,726	—	—	36,726
	当中間連結会計期間	41,336	—	—	41,336
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	36,726	—	—	36,726
	当中間連結会計期間	41,336	—	—	41,336
うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	3,393,850	3,199	—	3,397,050
	当中間連結会計期間	3,612,525	2,801	—	3,615,327
うち流動性預金	前中間連結会計期間	1,393,352	967	—	1,394,319
	当中間連結会計期間	1,306,427	2,447	—	1,308,875
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1,903,419	2,232	—	1,905,651
	当中間連結会計期間	2,188,553	353	—	2,188,907
うちその他	前中間連結会計期間	97,078	—	—	97,078
	当中間連結会計期間	117,544	—	—	117,544
譲渡性預金	前中間連結会計期間	94,360	—	—	94,360
	当中間連結会計期間	42,990	—	—	42,990
総合計	前中間連結会計期間	3,488,210	3,199	—	3,491,410
	当中間連結会計期間	3,655,515	2,801	—	3,658,317

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

3. ①流動性預金＝当座預金＋普通預金＋通知預金

②定期性預金＝定期預金

(6) 国内・海外別債券残高の状況

○ 債券の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
割引商工債	前中間連結会計期間	651,668	—	—	651,668
	当中間連結会計期間	546,417	—	—	546,417
利付商工債	前中間連結会計期間	5,099,950	—	—	5,099,950
	当中間連結会計期間	4,904,637	—	—	4,904,637
合計	前中間連結会計期間	5,751,618	—	—	5,751,618
	当中間連結会計期間	5,451,054	—	—	5,451,054

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

(7) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前中間連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	9,371,407	100.00
製造業	3,288,298	35.09
農業・林業	17,625	0.19
漁業	3,689	0.04
鉱業・採石業・砂利採取業	11,230	0.12
建設業	246,043	2.62
電気・ガス・熱供給・水道業	21,599	0.23
情報通信業・運輸業・郵便業	1,175,605	12.54
卸売業・小売業	2,813,284	30.02
金融業・保険業	90,787	0.97
不動産業	511,416	5.46
各種サービス業	1,178,566	12.58
地方公共団体	438	0.00
その他	12,822	0.14
海外及び特別国際金融取引勘定分	19,672	100.00
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	19,672	100.00
合計	9,391,079	—

業種別	当中間連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	9,512,089	100.00
製造業	3,282,861	34.51
農業・林業	20,643	0.22
漁業	3,950	0.04
鉱業・採石業・砂利採取業	12,227	0.13
建設業	257,104	2.70
電気・ガス・熱供給・水道業	21,118	0.22
情報通信業・運輸業・郵便業	1,209,252	12.71
卸売業・小売業	2,886,425	30.35
金融業・保険業	82,494	0.87
不動産業・物品賃貸業	715,128	7.52
各種サービス業	1,009,131	10.61
地方公共団体	438	0.00
その他	11,313	0.12
海外及び特別国際金融取引勘定分	21,105	100.00
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	21,105	100.00
合計	9,533,195	—

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

3. 従来、各種サービス業に区分していた物品賃貸業向けの貸出金について、前連結会計年度から不動産業・物品賃貸業として記載しております。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げることとしておりますが、平成22年9月30日現在及び平成23年9月30日現在の外国政府等向け債権残高は該当ありません。

(8) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	2,030,739	—	—	2,030,739
	当中間連結会計期間	1,647,794	—	—	1,647,794
地方債	前中間連結会計期間	142,902	—	—	142,902
	当中間連結会計期間	141,927	—	—	141,927
社債	前中間連結会計期間	374,181	—	—	374,181
	当中間連結会計期間	297,634	—	—	297,634
株式	前中間連結会計期間	22,816	—	—	22,816
	当中間連結会計期間	22,726	—	—	22,726
その他の証券	前中間連結会計期間	694	845	—	1,540
	当中間連結会計期間	723	770	—	1,493
合計	前中間連結会計期間	2,571,335	845	—	2,572,180
	当中間連結会計期間	2,110,806	770	—	2,111,576

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当金庫の海外店であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当金庫の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
業務粗利益	71,398	76,823	5,425
経費(除く臨時処理分)	(△) 37,055	37,325	270
人件費	(△) 21,130	21,207	77
物件費	(△) 14,221	14,294	73
税金	(△) 1,703	1,823	119
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	34,343	39,497	5,154
一般貸倒引当金繰入額	(△) △6,486	△4,314	2,172
業務純益	40,829	43,811	2,982
うち債券関係損益	△511	1,159	1,671
臨時損益	△26,526	△26,899	△372
株式等関係損益	△2,675	△434	2,240
不良債権処理額	(△) 24,047	26,585	2,538
貸出金償却	(△) 29	34	4
個別貸倒引当金繰入額	(△) 23,439	26,295	2,856
その他の不良債権処理損失	(△) 578	255	△322
償却債権取立益	—	103	103
その他臨時損益	195	16	△179
経常利益	14,302	16,912	2,609
特別損益	499	△4	△504
うち固定資産処分損益	1,573	△4	△1,577
税引前中間純利益	14,801	16,907	2,105
法人税、住民税及び事業税	(△) 1,595	8,905	7,310
法人税等調整額	(△) 5,830	△940	△6,770
法人税等合計	(△) 7,425	7,965	540
中間純利益	7,376	8,942	1,565

(注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役員取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支

2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

6. 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.56	1.53	△0.02
(イ) 貸出金利回	1.85	1.78	△0.07
(ロ) 有価証券利回	0.54	0.60	0.05
(2) 資金調達原価 ②	1.20	1.09	△0.10
(イ) 預金債券等利回	0.49	0.38	△0.10
(ロ) 外部負債利回	0.63	0.57	△0.06
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.36	0.43	0.07

(注) 1. 「国内業務部門」とは、本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	8.08	9.19	1.10
業務純益ベース	9.61	10.19	0.57
中間純利益ベース	1.73	2.08	0.34

4. 預金・債券・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・債券・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	3,402,245	3,619,533	217,287
預金(平残)	3,105,469	3,382,359	276,890
債券(末残)	5,751,818	5,451,334	△300,484
債券(平残)	5,856,751	5,516,792	△339,958
貸出金(末残)	9,414,189	9,549,921	135,732
貸出金(平残)	9,109,421	9,346,968	237,547

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
個人	1,078,064	1,341,957	263,893
法人等	2,320,981	2,274,773	△46,207
合計	3,399,045	3,616,731	217,686

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

該当事項はありません。

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金残高 ①	百万円	7,991,911	8,325,180	333,268
総貸出金残高 ②	百万円	9,394,517	9,528,816	134,298
中小企業等貸出金比率 ①/②	%	85.07	87.36	2.29
中小企業等貸出先件数 ③	件	67,190	68,258	1,068
総貸出先件数 ④	件	69,363	70,056	693
中小企業等貸出先件数比率 ③/④	%	96.86	97.43	0.56

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	24	130	12	54
信用状	878	6,079	990	7,181
保証	1,323	65,532	1,395	65,814
計	2,225	71,742	2,397	73,050

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、「株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」(平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当金庫は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用するとともに、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しています。なお、当金庫はマーケット・リスク相当額は不算入特例を用いて算入しておりません。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	218,653	218,653
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	危機対応準備金	150,000	150,000
	特別準備金	400,811	400,811
	資本剰余金	0	0
	利益剰余金	74,235	87,176
	自己株式(△)	965	977
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	368	154
	計 (A)	842,366	855,509
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	7,427	5,395
	一般貸倒引当金	58,272	54,598
	負債性資本調達手段等	49,793	49,793
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	46,000	46,000
	計	115,493	109,787
	うち自己資本への算入額 (B)	115,493	109,787
控除項目	控除項目(注4) (C)	1,566	657
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	956,293	964,638
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	7,621,716	7,053,291
	オフ・バランス取引等項目	210,803	213,365
	信用リスク・アセットの額 (E)	7,832,519	7,266,656
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	265,652	272,799
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	21,252	21,823
	計((E)+(F)) (H)	8,098,172	7,539,456
連結自己資本比率(国際統一基準)=D/H×100(%)		11.80	12.79
(参考)Tier 1 比率=A/H×100(%)		10.40	11.34

(注) 1. 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第6条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第6条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成22年 9 月 30 日	平成23年 9 月 30 日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	218,653	218,653
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	危機対応準備金	150,000	150,000
	特別準備金	400,811	400,811
	資本準備金	—	—
	その他資本剰余金	0	0
	利益準備金	15,214	16,114
	その他利益剰余金	57,165	68,043
	その他	—	—
	自己株式(△)	965	977
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	840,879	852,645
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	7,411	5,383
	一般貸倒引当金	57,657	54,123
	負債性資本調達手段等	46,000	46,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	46,000	46,000
	計	111,068	105,506
	うち自己資本への算入額 (B)	111,068	105,506
控除項目	控除項目(注4) (C)	81	67
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	951,866	958,084

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	7,585,708	7,006,109
	オフ・バランス取引等項目	210,644	213,215
	信用リスク・アセットの額 (E)	7,796,353	7,219,325
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	260,509	267,742
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	20,840	21,419
	計((E)+(F)) (H)	8,056,863	7,487,067
単体自己資本比率(国際統一基準) = D/H×100(%)		11.81	12.79
(参考)Tier 1 比率 = A/H×100(%)		10.43	11.38

- (注) 1. 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当金庫の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,931	1,752
危険債権	1,284	1,582
要管理債権	24	21
正常債権	94,013	94,927

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間は、東日本大震災による経済、金融、国民生活への影響を踏まえ、当面の資金繰りに不安を抱える中小企業の皆さまや災害復旧・復興に取り組む中小企業の皆さまに対し、危機対応業務を中心に、組織をあげてセーフティネット機能の発揮に取り組みました。平成23年5月より取扱いを開始した東日本大震災災害復興特別貸付につきましては、1万5千件、8千5百億円の実績となり、これらを合わせた危機対応業務全体の累計実績は、制度開始以降、8万9千件、5兆6千億円を超える規模となりました。こうした中小企業の皆さまの資金繰りや経営の安定化への支援を通じて、大震災からの復旧・復興、地域の雇用維持・経済の安定化に大きく貢献することができました。

足元の急激な円高進行による景気の下振れリスクが強まる中、引き続き、長期的な視点に基づいた安定的なスタンスを堅持し、お取引先の立場にたって、懇切・丁寧かつ迅速な対応に努めるなどセーフティネット機能の発揮に万全を期して取り組んでまいります。

また、当金庫は「中小企業金融の円滑化」を目的とした金融機関として、その使命・役割を的確に発揮していくため、様々なノウハウやソリューションの提供などを通じ、経営全般に亘ってバックアップするなど中小企業の皆さまの企業価値向上に向けた取り組みを一層強化してまいります。製造業を中心に海外進出が加速していることや、将来の少子高齢化社会への対応など中長期的に産業構造が大きく変化することを見据え、幅広い業種・業態において事業再編や構造改革の動きが加速することが見込まれるなか、特に、平成23年度は、お取引先からもご意見・ご要望が多く寄せられている「成長戦略支援」、「アジアを中心とした海外展開支援」、「ビジネスマッチングやM&A等の企業間連携支援、事業承継支援」、「農商工連携支援」への取り組みを強化してまいります。

加えて、引き続き中小企業の皆さまに良質な資金供給を果たしていくため、個人・法人預金を主体に資金調達の基盤拡充に向けた取り組みを一層強化していくとともに、限られた経営資源を最大限有効に活用する観点から、業務の効率化など一層の経営合理化に不断に取り組んでまいります。

これら諸課題への取り組みを強化することによって、当金庫の使命である中小企業組合と中小企業の皆さまの成長に貢献するとともに、当金庫自らの健全な経営基盤の構築と収益力の向上へ繋げてまいります。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間連結会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

1. 経営成績の分析

当中間連結会計期間の連結粗利益は、貸出増加等により資金運用収支が前年同期比42億円増加し、690億円となったことに加え、債券関係損益の増加等によりその他業務収支が同17億円増加し、33億円となったことなどから、同53億円増加し、782億円となりました。また、与信費用は、同47億円増加し、220億円となりました。

以上により、経常利益は前年同期比25億円増加し180億円、中間純利益は同15億円増加し96億円となりました。

○損益の概要

	前中間連結会計期間 (億円) (A)	当中間連結会計期間 (億円) (B)	増減 (億円) (B) - (A)
連結粗利益	728	782	53
資金運用収支	647	690	42
役務取引等収支	37	31	△5
特定取引収支	28	28	△0
その他業務収支	15	33	17
営業経費 (△)	391	394	2
与信費用 (注) (△)	173	220	47
その他	△8	13	22
経常利益	154	180	25
特別損益	4	△0	△5
税金等調整前中間純利益	159	180	20
法人税等合計 (△)	78	83	5
少数株主損益調整前中間純利益	80	96	15
少数株主利益	—	—	—
中間純利益	80	96	15

(注) 与信費用=不良債権処理損失+一般貸倒引当金繰入額

2. 財政状態の分析

貸出金は、東日本大震災による経済、金融、国民生活への影響を踏まえ、当面の資金繰りに不安を抱えるお取引先や災害復旧・復興に取り組むお取引先に対し、危機対応業務を中心に組織をあげてセーフティネット機能の発揮に取り組んだ結果、期末残高は前連結会計年度末比318億円増加し、9兆5,331億円となりました。また、有価証券は、国内債券を中心として、投資環境や市場環境を注視しつつ運用を行った結果、期末残高は同2,221億円減少し、2兆1,115億円となりました。

預金は、定期預金残高が増加したことなどから、期末残高は前連結会計年度末比1,642億円増加し、3兆6,153億円となりました。また、債券は、割引債残高が減少したことなどから、期末残高は同1,179億円減少し、5兆4,510億円となりました。

これらの結果、総資産の期末残高は、前連結会計年度末比877億円増加し、12兆2,234億円となりました。連結自己資本比率（「株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」（平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号）に基づき算出したもの）は、同0.42%増加し、12.79%となりました。

3. キャッシュ・フローの状況の分析

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末比1,210億円増加し、2,019億円となりました。

当中間連結会計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において営業活動における資金は、コールローンの増加等を反映し△910億円（前年同期比△1,922億円）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において投資活動における資金は、有価証券の売却等を反映し2,166億円（前年同期比+3,101億円）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において財務活動における資金は、配当金の支払等を反映し△45億円（前年同期比△0億円）となりました。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の 内容	敷地面積 (㎡)	建物 延面積 (㎡)	完了年月
当金庫	—	富山支店	富山県 富山市	移転	銀行業	店舗	—	717.73	平成23年 5月
	—	システム部	東京都 東村山市	一部 代替	銀行業	ホストコン ピューター 設備	—	—	平成23年 6月

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
							総額	既支払 額			
当金庫	—	宮崎支店	宮崎県 宮崎市	移転	銀行業	店舗	134	1	自己 資金	平成23年 6月	平成23年 10月
	—	佐賀支店	佐賀県 佐賀市	移転	銀行業	店舗	498	241	自己 資金	平成23年 10月	平成24年 2月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
危機対応準備金株式	10
計	4,000,000,010

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年12月16日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,186,531,448	2,186,531,448	—	単元株式数は、1,000株であります。
計	2,186,531,448	2,186,531,448	—	—

(注) 危機対応業務の円滑な実施を目的とし、株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2の規定に基づき、当金庫定款に危機対応準備金株式を発行することができる旨規定しておりますが、中間会計期間末現在及びこの半期報告書提出日現在、発行済の危機対応準備金株式はありません。

なお、当金庫定款に規定している危機対応準備金株式の内容は次のとおりであります。

(1) 議決権

危機対応準備金株式を有する株主（以下「危機対応準備金株式株主」という。）は、法令に別段の定めがある場合を除き、全部の事項につき株主総会において議決権を有しない。

(2) 配当金

危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式の登録株式質権者（以下「危機対応準備金株式登録株式質権者」という。）に対して、剰余金の配当をしない。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対し、普通株主及び普通株式の登録株式質権者に先立ち、危機対応準備金株式1株につき、その払込金額相当額の金銭を支払う。ただし、株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2第3項の規定に基づき、危機対応準備金に当該相当額が計上された時以降は、この限りでない。

上記のほか、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。

(4) 取得条項

株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2第3項の規定に基づき危機対応準備金の額が計上された時以降であって取締役会が別に定める日が到来したときは、危機対応準備金株式の全部を、危機対応準備金株式1株につき、最終事業年度に係る貸借対照表の純資産の部に計上した額の合計額から危機対応準備金の額及び特別準備金の額を控除して得た額を発行済株式の総数で除して得た額で、取得することができる。

(5) 単元株式数

単元株式数は、1株とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年9月30日	—	2,186,531	—	218,653,144	—	—

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	1,016,000	46.46
東銀リース株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目9番13号	5,300	0.24
大阪船場繊維卸商団地協同組合	大阪府箕面市船場東二丁目5番47号	4,760	0.21
関東交通共済協同組合	東京都新宿区西新宿七丁目21番20号	4,303	0.19
株式会社珈栄舎	愛知県名古屋市中区丸屋町五丁目34番2号	4,141	0.18
東京カメラ流通協同組合	東京都豊島区高田三丁目23番23号	3,633	0.16
協同組合広島総合卸センター	広島県広島市西区商工センター一丁目14番1号	3,150	0.14
日本絹人繊維物工業組合連合会	東京都千代田区九段北一丁目15番12号	3,110	0.14
東京木材問屋協同組合	東京都江東区新木場一丁目18番8号	3,084	0.14
中部交通共済協同組合	愛知県名古屋市中区伊勢山二丁目5番21号	3,000	0.13
興銀リース株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号	3,000	0.13
計	—	1,053,482	48.18

(注) 上記のほか当金庫所有の自己株式9,680千株(発行済株式総数に対する割合:0.44%)があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 9,680,000	—	—
完全議決権株式(その他)	2,173,278,000	2,172,857	—
単元未満株式	3,573,448	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	2,186,531,448	—	—
総株主の議決権	—	2,172,857	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社商工組合中央金庫法第6条第3項の規定により、議決権を行使することができない株主名義の株式421,000株が含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同株主名義の完全議決権株式に係る議決権の数421個は含まれておりません。
2. 「単元未満株式」の欄には、当金庫所有の自己株式264株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲二丁目 10番17号	9,680,000	—	9,680,000	0.44
計	—	9,680,000	—	9,680,000	0.44

2 【株価の推移】

当金庫の株式は非上場・非登録につき、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

- (1) 新任役員
該当ありません。
- (2) 退任役員
該当ありません。
- (3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役常務執行役員	取締役常務執行役員 組織金融部長	田中 秀明	平成23年7月15日
取締役常務執行役員	取締役常務執行役員 システム部長	秋津 芳孝	平成23年7月15日
取締役常務執行役員	取締役常務執行役員 統合リスク管理部長	菊地 慶幸	平成23年7月15日

第5 【経理の状況】

- 1 当金庫の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則」(平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第1号。以下「商工組合中央金庫法施行規則」という。)に準拠しております。
- 2 当金庫の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、商工組合中央金庫法施行規則に準拠しております。
- 3 当金庫は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	113,931	279,844
コールローン及び買入手形	37,377	144,095
買入金銭債権	29,927	27,473
特定取引資産	40,353	47,971
有価証券	※1, ※7, ※11 2,333,727	※1, ※7, ※11 2,111,576
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 9,501,319	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 9,533,195
外国為替	※6 11,844	※6 12,680
その他資産	※7 103,405	※7 108,640
有形固定資産	※9 41,517	※9 41,721
無形固定資産	8,487	8,519
繰延税金資産	63,350	63,518
支払承諾見返	76,137	73,199
貸倒引当金	△225,714	△229,016
資産の部合計	12,135,664	12,223,419
負債の部		
預金	※7 3,451,089	※7 3,615,327
譲渡性預金	40,430	42,990
債券	5,568,961	5,451,054
特定取引負債	33,939	41,336
借入金	※7, ※10 1,855,949	※7, ※10 1,885,632
外国為替	9	29
その他負債	※7 220,061	※7 218,896
賞与引当金	4,365	4,506
退職給付引当金	19,738	19,428
役員退職慰労引当金	85	87
睡眠債券払戻損失引当金	3,607	3,595
環境対策引当金	250	252
その他の引当金	61	60
繰延税金負債	63	62
負ののれん	387	308
支払承諾	76,137	73,199
負債の部合計	11,275,137	11,356,769

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	218,653	218,653
危機対応準備金	150,000	150,000
特別準備金	400,811	400,811
資本剰余金	0	0
利益剰余金	82,029	87,176
自己株式	△970	△977
株主資本合計	850,523	855,663
その他有価証券評価差額金	6,108	7,149
繰延ヘッジ損益	98	43
その他の包括利益累計額合計	6,207	7,193
少数株主持分	3,796	3,793
純資産の部合計	860,527	866,650
負債及び純資産の部合計	12,135,664	12,223,419

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
経常収益	115,842	116,065
資金運用収益	92,583	91,955
(うち貸出金利息)	84,206	83,055
(うち有価証券利息配当金)	6,904	6,894
役務取引等収益	4,785	4,675
特定取引収益	2,944	2,805
その他業務収益	13,587	14,572
その他経常収益	1,940	※1 2,056
経常費用	100,383	98,017
資金調達費用	27,862	22,945
(うち預金利息)	3,034	2,576
(うち債券利息)	19,298	14,710
役務取引等費用	1,081	1,561
特定取引費用	53	—
その他業務費用	12,060	11,268
営業経費	39,139	39,433
その他経常費用	※2 20,186	※2 22,808
経常利益	15,459	18,047
特別利益	1,779	1
固定資産処分益	1,707	1
償却債権取立益	72	—
特別損失	1,279	5
固定資産処分損	134	5
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	896	—
環境対策引当金繰入額	248	—
税金等調整前中間純利益	15,958	18,044
法人税、住民税及び事業税	1,934	9,266
法人税等調整額	5,950	△868
法人税等合計	7,885	8,397
少数株主損益調整前中間純利益	8,073	9,646
少数株主利益	—	—
中間純利益	8,073	9,646

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	8,073	9,646
その他の包括利益	5,029	986
その他有価証券評価差額金	5,104	1,041
繰延ヘッジ損益	△75	△54
中間包括利益	13,102	10,632
親会社株主に係る中間包括利益	13,102	10,632
少数株主に係る中間包括利益	—	—

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	218,653	218,653
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	218,653	218,653
危機対応準備金		
当期首残高	150,000	150,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	150,000	150,000
特別準備金		
当期首残高	400,811	400,811
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	400,811	400,811
資本剰余金		
当期首残高	0	0
当中間期変動額		
自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	0	0
利益剰余金		
当期首残高	70,660	82,029
当中間期変動額		
剰余金の配当	△4,498	△4,498
中間純利益	8,073	9,646
当中間期変動額合計	3,574	5,147
当中間期末残高	74,235	87,176
自己株式		
当期首残高	△958	△970
当中間期変動額		
自己株式の取得	△6	△7
自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	△6	△7
当中間期末残高	△965	△977
株主資本合計		
当期首残高	839,166	850,523
当中間期変動額		
剰余金の配当	△4,498	△4,498
中間純利益	8,073	9,646
自己株式の取得	△6	△7
自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	3,567	5,140
当中間期末残高	842,734	855,663

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	4,749	6,108
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	5,104	1,041
当中間期変動額合計	5,104	1,041
当中間期末残高	9,853	7,149
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	247	98
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△75	△54
当中間期変動額合計	△75	△54
当中間期末残高	172	43
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,997	6,207
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	5,029	986
当中間期変動額合計	5,029	986
当中間期末残高	10,026	7,193
少数株主持分		
当期首残高	3,796	3,796
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△3	△3
当中間期変動額合計	△3	△3
当中間期末残高	3,793	3,793
純資産合計		
当期首残高	847,960	860,527
当中間期変動額		
剰余金の配当	△4,498	△4,498
中間純利益	8,073	9,646
自己株式の取得	△6	△7
自己株式の処分	0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	5,025	982
当中間期変動額合計	8,593	6,122
当中間期末残高	856,554	866,650

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	15,958	18,044
減価償却費	2,465	2,454
負ののれん償却額	△79	△79
貸倒引当金の増減(△)	△8,753	3,301
賞与引当金の増減額(△は減少)	△99	141
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△397	△309
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△6	2
睡眠債券払戻損失引当金の増減(△)	△109	△12
環境対策引当金の増減額(△は減少)	251	2
その他の引当金の増減額(△は減少)	5	△1
資金運用収益	△92,583	△91,955
資金調達費用	27,862	22,945
有価証券関係損益(△)	3,171	△642
為替差損益(△は益)	△20	73
固定資産処分損益(△は益)	△1,572	3
特定取引資産の純増(△)減	△14,963	△7,618
特定取引負債の純増減(△)	15,761	7,396
貸出金の純増(△)減	35,990	△31,875
預金の純増減(△)	63,486	164,238
譲渡性預金の純増減(△)	66,730	2,560
債券の純増減(△)	△189,476	△117,906
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	229,091	29,683
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△20,866	△44,835
コールローン等の純増(△)減	△61,437	△104,264
コールマネー等の純増減(△)	△20,822	—
外国為替(資産)の純増(△)減	△3,269	△835
外国為替(負債)の純増減(△)	△56	20
資金運用による収入	94,875	96,732
資金調達による支出	△28,638	△24,300
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	896	—
その他	△11,857	△8,836
小計	101,536	△85,873
法人税等の支払額	△308	△5,171
営業活動によるキャッシュ・フロー	101,228	△91,045

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△3,130,419	△1,305,136
有価証券の売却による収入	114,175	227,333
有価証券の償還による収入	2,922,806	1,297,202
有形固定資産の取得による支出	△585	△1,450
無形固定資産の取得による支出	△1,556	△1,329
有形固定資産の売却による収入	2,093	13
投資活動によるキャッシュ・フロー	△93,485	216,632
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△4,498	△4,498
少数株主への配当金の支払額	△3	△3
自己株式の取得による支出	△6	△7
自己株式の売却による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,509	△4,509
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	3,233	121,077
現金及び現金同等物の期首残高	27,988	80,904
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 31,221	※1 201,981

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(1) 連結子会社 7社 会社名 八重洲商工株式会社 株式会社商工中金情報システム 商工サービス株式会社 八重洲興産株式会社 株式会社商工中金経済研究所 商工中金リース株式会社 商中カード株式会社	
(2) 非連結子会社 3社 会社名 八重洲緑関連事業協同組合 商中第1号投資事業組合 商中第2号投資事業組合	
<p>非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	

2. 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。	
(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。	
(3) 持分法非適用の非連結子会社 3社 会社名 八重洲緑関連事業協同組合 商中第1号投資事業組合 商中第2号投資事業組合	
(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	
<p>持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 7社	

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要 該当ありません。	
(2) 開示対象特別目的会社との取引金額等 該当ありません。	

5. 会計処理基準に関する事項

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>
<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 当金庫の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：2年～60年 その他：3年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。</p>
<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(7) 退職給付引当金の計上基準	退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理
(8) 役員退職慰労引当金の計上基準	役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
(9) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準	睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
(10) 環境対策引当金の計上基準	環境対策引当金は、PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。
(11) その他の引当金の計上基準	その他の引当金は、商品の引き換えに備えるために、その引当見込額を計上した販売促進引当金及び将来のキャッシング利息返還損失見込額を一括計上した利息返還損失引当金であります。
(12) 外貨建資産・負債の換算基準	当金庫の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。
(13) 重要なヘッジ会計の方法	(イ) 為替変動リスク・ヘッジ 当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 (ロ) 連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。 連結子会社の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
(15) 消費税等の会計処理	当金庫及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。

(特別準備金)

平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第2項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法第44条第5項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社の出資金504百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は105,758百万円、延滞債権額は197,725百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,537百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権に該当する金額はありません。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は305,021百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は295,955百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 186,417百万円 その他資産 343百万円 担保資産に対応する債務 預金 5,448百万円 借入金 35,000百万円 その他負債 284百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券177,325百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金・敷金等は、2,461百万円であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社の出資金372百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は103,886百万円、延滞債権額は227,067百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,134百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権に該当する金額はありません。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は333,088百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は261,690百万円あります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 257,084百万円 その他資産 356百万円 担保資産に対応する債務 預金 6,085百万円 借入金 83,900百万円 その他負債 231百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券178,499百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金・敷金等は、2,413百万円あります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、854,543百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが819,923百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 77,336百万円</p> <p>※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。</p> <p>※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は192,389百万円であります。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、883,782百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが855,517百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 77,846百万円</p> <p>※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。</p> <p>※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は181,756百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<p>※2 その他経常費用には、貸出金償却30百万円、貸倒引当金繰入額16,742百万円、株式等償却2,637百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、償却債権取立益103百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却35百万円、貸倒引当金繰入額21,802百万円、株式等償却466百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	—	—	2,186,531	
合計	2,186,531	—	—	2,186,531	
自己株式					
普通株式	9,541	51	1	9,591	(注)
合計	9,541	51	1	9,591	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月22日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016	1.0(注)	平成22年3月31日	平成22年6月24日
	普通株式 (政府以外分)	3,482	3.0		

(注) 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	—	—	2,186,531	
合計	2,186,531	—	—	2,186,531	
自己株式					
普通株式	9,629	52	1	9,680	(注)
合計	9,629	52	1	9,680	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月22日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016	1.0(注)	平成23年3月31日	平成23年6月24日
	普通株式 (政府以外分)	3,482	3.0		

(注) 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成22年9月30日現在	平成23年9月30日現在
現金預け金勘定 77,116	現金預け金勘定 279,844
日本銀行預け金を除く預け金 $\Delta 45,894$	日本銀行預け金を除く預け金 $\Delta 77,863$
現金及び現金同等物 <u>31,221</u>	現金及び現金同等物 <u>201,981</u>

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

前連結会計年度 (平成23年3月31日)

(ア) 有形固定資産

主として、電子計算機であります。

当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)

(ア) 有形固定資産

主として、電子計算機であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

前連結会計年度 (平成23年3月31日)

該当ありません。

当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)

該当ありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	326	357
1年超	318	261
合計	644	619

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

I 前連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 特定取引資産			
売買目的有価証券	2,125	2,125	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	349,972	352,310	2,337
その他有価証券	1,974,615	1,974,615	—
(3) 貸出金	9,501,319		
貸倒引当金(*1)	△219,375		
	9,281,943	9,360,800	78,857
資産計	11,608,656	11,689,851	81,194
(1) 預金	3,451,089	3,452,623	1,534
(2) 譲渡性預金	40,430	40,450	20
(3) 債券	5,568,961	5,581,015	12,054
(4) 借入金	1,855,949	1,861,327	5,378
負債計	10,916,429	10,935,417	18,987
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	9,986	9,986	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(24)	(24)	—
デリバティブ取引計	9,962	9,962	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。当金庫保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、発行体からの保証料は、元利金の合計額に含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する私募債については、担保及び保証による回収見込額等を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間の割引手形は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 債券

当金庫の発行する債券の時価は、市場価格のあるものは市場価格によっております。市場価格のないものは、債券の回数ごとに区分した当該債券の元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、一部の債券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は債券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

(4) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は借入金の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1) (*2)	8,634
② 組合出資金(*3)	504
合 計	9,139

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について71百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式等時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、「中間連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 特定取引資産			
売買目的有価証券	2,185	2,185	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	315,489	320,669	5,179
その他有価証券	1,787,192	1,787,192	—
(3) 貸出金	9,533,195		
貸倒引当金(*1)	△225,408		
	9,307,787	9,401,448	93,661
資産計	11,412,653	11,511,494	98,841
(1) 預金	3,615,327	3,617,015	1,688
(2) 譲渡性預金	42,990	43,008	18
(3) 債券	5,451,054	5,464,595	13,540
(4) 借入金	1,885,632	1,896,688	11,055
負債計	10,995,004	11,021,308	26,303
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	11,953	11,953	—
ヘッジ会計が適用されているもの	6	6	—
デリバティブ取引計	11,959	11,959	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。当金庫保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、発行体からの保証料は、元利金の合計額に含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する私募債については、担保及び保証による回収見込額等を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間の割引手形は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 債券

当金庫の発行する債券の時価は、市場価格のあるものは市場価格によっております。市場価格のないものは、債券の回号ごとに区分した当該債券の元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、一部の債券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は債券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

(4) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は借入金の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)(*2)	8,522
② 組合出資金(*3)	372
合 計	8,894

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について115百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

- ※ 1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- ※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前連結会計年度

1. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	219,713	222,571	2,858
	社債	7,815	7,830	14
	小計	227,528	230,401	2,873
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	122,443	121,908	△535
	社債	—	—	—
	小計	122,443	121,908	△535
合計		349,972	352,310	2,337

2. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	9,086	4,932	4,153
	債券	1,394,036	1,385,327	8,708
	国債	1,009,037	1,003,791	5,245
	地方債	99,526	99,071	455
	社債	285,472	282,464	3,008
	その他	836	833	2
	小計	1,403,958	1,391,093	12,864
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株式	5,961	7,093	△1,131
	債券	559,056	560,488	△1,431
	国債	480,112	481,163	△1,050
	地方債	40,596	40,744	△148
	社債	38,346	38,579	△233
	その他	20,880	20,985	△104
	小計	585,898	588,566	△2,667
合計		1,989,857	1,979,660	10,196

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、2,846百万円（うち、株式2,332百万円、社債514百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

II 当中間連結会計期間

1. 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	315,489	320,669	5,179
	社債	—	—	—
	小計	315,489	320,669	5,179
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		315,489	320,669	5,179

2. その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,638	4,979	3,658
	債券	1,689,760	1,679,684	10,076
	国債	1,276,468	1,269,686	6,782
	地方債	137,010	136,399	610
	社債	276,281	273,599	2,682
	その他	945	937	7
	小計	1,699,344	1,685,601	13,742
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,565	7,154	△1,589
	債券	82,106	82,283	△176
	国債	55,836	55,857	△20
	地方債	4,917	4,925	△8
	社債	21,353	21,500	△147
	その他	13,054	13,054	△0
	小計	100,725	102,493	△1,767
合計		1,800,070	1,788,095	11,975

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、552百万円（うち、株式351百万円、社債201百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（金銭の信託関係）

I 前連結会計年度

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成23年3月31日現在）
該当事項はありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年3月31日現在）
該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成23年9月30日現在）
該当事項はありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年9月30日現在）
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	10,196
その他有価証券	10,196
(△)繰延税金負債	△4,087
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	6,108
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	6,108

II 当中間連結会計期間

○その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	11,975
その他有価証券	11,975
(△)繰延税金負債	△4,825
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	7,149
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	7,149

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	4,053,164	2,113,165	18,366	18,366
	受取変動・支払固定	3,152,802	1,968,992	△15,774	△15,774
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	48,995	10,000	△93	40
	買建	5,000	5,000	82	△3
	その他				
売建	2,040	1,891	△2	11	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	2,578	2,639

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,923,725	1,817,861	7,250	7,250
	為替予約				
	売建	33,184	6,403	△61	△61
	買建	30,600	5,546	215	215
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	7,404	7,404

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

該当事項はありません。

(7) その他（平成23年3月31日現在）

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	地震デリバティブ取引				
	売建	—	—	—	—
	買建	307	152	3	—
	合計	—	—	3	—

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素を基礎として算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	—	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ	債券、借入金等の有利息の金融資産・負債			
	受取固定・支払変動		2,920,500	2,447,100	(注2)
	受取変動・支払固定		4,515	4,472	(注2)
	合計	—	—	—	—

(注) 1. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金等と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金等の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引（平成23年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	為替予約	外貨建の貸出金	776	—	△24
	合計	—	—	—	△24

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	3,747,387	1,975,387	22,419	22,419
	受取変動・支払固定	3,013,987	1,778,658	△19,642	△19,642
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	74,000	10,000	△53	90
	買建	32,000	5,000	75	△62
	その他				
	売建	1,867	797	△0	7
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	2,798	2,812

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	2,115,398	1,990,568	8,843	8,843
	為替予約				
	売建	31,056	5,177	1,532	1,532
	買建	30,060	4,422	△1,222	△1,222
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	9,153	9,153

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年9月30日現在)

該当事項はありません。

(7) その他(平成23年9月30日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	地震デリバティブ取引				
	売建	—	—	—	—
	買建	238	—	1	—
	合計	—	—	1	—

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素を基礎として算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	—	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ	債券、借入金等の有利息の金融資産・負債			
	受取固定・支払変動		2,714,300	2,335,300	(注2)
	受取変動・支払固定		7,317	6,148	(注2)
	合計	—	—	—	—

(注) 1. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金等と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金等の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	為替予約	外貨建の貸出金	670	—	6
	合計	—	—	—	6

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

I 前連結会計年度(平成23年3月31日)

当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,524 百万円
貸借契約締結に伴う増加額	15 百万円
時の経過による調整額	1 百万円
期末残高	<u>1,540 百万円</u>

(注) 貸借契約に関連して敷金が資産計上されている場合の資産除去債務については、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

II 当中間連結会計期間(平成23年9月30日現在)

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,540 百万円
貸借契約締結に伴う増加額	13 百万円
時の経過による調整額	0 百万円
当中間連結会計期間末残高	<u>1,554 百万円</u>

(注) 貸借契約に関連して敷金が資産計上されている場合の資産除去債務については、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

I 前連結会計年度(平成23年3月31日)

賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものではありません。

II 当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものではありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 報告セグメントの概要

当金庫グループの報告セグメントは、当金庫グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当金庫グループは、銀行業を中心に、リース業などの金融サービスを提供しております。

したがって、当金庫グループは業務別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために、貸出、預金、為替、保証等の金融サービスを提供しております。「リース業」は、主として株式会社商工組合中央金庫の取引先に対しリース・割賦等の金融サービスを提供しております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の取引における取引価格及び振替価格は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注2)	合計	調整額 (注3)	中間連結 財務諸表 計上額 (注4)
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	103,372	11,613	114,986	855	115,842	—	115,842
セグメント間の内部 経常収益	158	382	541	2,585	3,126	△3,126	—
計	103,531	11,996	115,527	3,441	118,969	△3,126	115,842
セグメント利益	14,302	855	15,157	100	15,258	200	15,459
セグメント資産	12,213,085	65,162	12,278,248	8,461	12,286,709	△35,761	12,250,947
セグメント負債	11,362,202	59,694	11,421,897	4,441	11,426,338	△31,945	11,394,393
その他の項目							
減価償却費	2,507	15	2,523	20	2,544	△78	2,465
資金運用収益	92,630	18	92,648	49	92,697	△113	92,583
資金調達費用	27,705	267	27,973	6	27,979	△117	27,862
特別利益	1,778	247	2,026	2	2,029	△250	1,779
(固定資産処分益)	1,707	—	1,707	—	1,707	—	1,707
特別損失	1,279	0	1,279	0	1,279	—	1,279
(固定資産処分損)	134	0	134	0	134	—	134
(資産除去債務会計 基準の適用に伴う 影響額)	896	—	896	—	896	—	896
(環境対策引当金 繰入額)	248	—	248	—	248	—	248
税金費用	7,425	425	7,850	53	7,904	△19	7,885
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	2,141	16	2,157	7	2,165	△20	2,144

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業、ソフトウェア開発業、情報サービス業及びクレジットカード業等を含んでおります。
3. 調整額は、以下のとおりであります。
- (1) セグメント利益の調整額200百万円は、セグメント間取引消去△49百万円及びリース業等の貸倒引当金戻入額250百万円であります。
- (2) セグメント資産の調整額△35,761百万円は、セグメント間取引消去△35,761百万円であります。
- (3) セグメント負債の調整額△31,945百万円は、セグメント間取引消去△31,945百万円であります。
- (4) 減価償却費の調整額△78百万円は、セグメント間取引消去△78百万円であります。
- (5) 資金運用収益の調整額△113百万円は、セグメント間取引消去△113百万円であります。
- (6) 資金調達費用の調整額△117百万円は、セグメント間取引消去△117百万円であります。
- (7) 特別利益の調整額△250百万円は、リース業等の貸倒引当金戻入額△250百万円であります。
- (8) 税金費用の調整額△19百万円は、セグメント間取引消去△19百万円であります。
- (9) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△20百万円は、セグメント間取引消去△20百万円であります。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 報告セグメントの概要

当金庫グループの報告セグメントは、当金庫グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当金庫グループは、銀行業を中心に、リース業などの金融サービスを提供しております。

したがって、当金庫グループは業務別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために、貸出、預金、為替、保証等の金融サービスを提供しております。「リース業」は、主として株式会社商工組合中央金庫の取引先に対しリース・割賦等の金融サービスを提供しております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の取引における取引価格及び振替価格は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注2)	合計	調整額 (注3)	中間連結 財務諸表 計上額 (注4)
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	103,401	11,850	115,251	813	116,065	—	116,065
セグメント間の内部 経常収益	119	275	395	2,643	3,038	△3,038	—
計	103,521	12,125	115,647	3,456	119,103	△3,038	116,065
セグメント利益	16,912	976	17,888	169	18,058	△10	18,047
セグメント資産	12,175,511	66,977	12,242,489	8,273	12,250,762	△27,343	12,223,419
セグメント負債	11,315,689	60,507	11,376,197	4,087	11,380,285	△23,516	11,356,769
その他の項目							
減価償却費	2,475	15	2,490	18	2,508	△54	2,454
資金運用収益	91,993	15	92,009	21	92,030	△74	91,955
資金調達費用	22,782	232	23,014	6	23,021	△76	22,945
特別利益	—	—	—	1	1	—	1
(固定資産処分益)	—	—	—	1	1	—	1
特別損失	4	0	4	1	5	—	5
(固定資産処分損)	4	0	4	1	5	—	5
税金費用	7,965	356	8,322	78	8,401	△3	8,397
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	2,784	18	2,803	0	2,803	△22	2,780

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業、ソフトウェア開発業、情報サービス業及びクレジットカード業等を含んでおります。

3. 調整額は、以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額△10百万円は、セグメント間取引消去△10百万円であります。

(2)セグメント資産の調整額△27,343百万円は、セグメント間取引消去△27,343百万円であります。

(3)セグメント負債の調整額△23,516百万円は、セグメント間取引消去△23,516百万円であります。

(4)減価償却費の調整額△54百万円は、セグメント間取引消去△54百万円であります。

(5)資金運用収益の調整額△74百万円は、セグメント間取引消去△74百万円であります。

(6)資金調達費用の調整額△76百万円は、セグメント間取引消去△76百万円であります。

(7)税金費用の調整額△3百万円は、セグメント間取引消去△3百万円であります。

(8)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△22百万円は、セグメント間取引消去△22百万円であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	84,206	11,233	20,402	115,842

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当金庫グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当金庫グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	83,055	11,720	21,289	116,065

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当金庫グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当金庫グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

- I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
該当事項はありません。
- II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

- I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
該当事項はありません。
- II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

- I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
該当事項はありません。
- II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	140.52	143.34
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	860,527	866,650
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	554,607	554,604
(うち危機対応準備金)	百万円	150,000	150,000
(うち特別準備金)	百万円	400,811	400,811
(うち少数株主持分)	百万円	3,796	3,793
普通株式に係る中間期末の純資産額	百万円	305,919	312,045
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	千株	2,176,902	2,176,851

(注) 純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	3.70	4.43
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	8,073	9,646
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	8,073	9,646
普通株式の期中平均株式数	千株	2,176,964	2,176,877

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】
 (1) 【中間財務諸表】
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	113,885	279,798
コールローン	37,377	144,095
買入金銭債権	29,927	27,473
特定取引資産	40,353	47,971
有価証券	※1, ※7, ※11 2,337,047	※1, ※7, ※11 2,114,900
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 9,520,295	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 9,549,921
外国為替	※6 11,844	※6 12,680
その他資産	※7 41,263	※7 42,581
有形固定資産	※9 39,953	※9 40,234
無形固定資産	8,568	8,592
繰延税金資産	62,356	62,596
支払承諾見返	75,985	73,050
貸倒引当金	△224,881	△228,384
資産の部合計	12,093,975	12,175,511
負債の部		
預金	※7 3,455,853	※7 3,619,533
譲渡性預金	40,430	42,990
債券	5,569,201	5,451,334
特定取引負債	33,939	41,336
借入金	※7, ※10 1,821,224	※7, ※10 1,846,532
外国為替	9	29
その他負債	215,626	213,774
未払法人税等	5,299	9,456
リース債務	571	356
資産除去債務	89	90
未払債券元金	161,275	153,013
その他の負債	48,390	50,857
賞与引当金	4,160	4,290
退職給付引当金	19,230	18,907
役員退職慰労引当金	58	62
睡眠債券払戻損失引当金	3,607	3,595
環境対策引当金	250	252
支払承諾	75,985	73,050
負債の部合計	11,239,576	11,315,689

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	218,653	218,653
危機対応準備金	150,000	150,000
特別準備金	400,811	400,811
資本剰余金	0	0
その他資本剰余金	0	0
利益剰余金	79,714	84,158
利益準備金	15,214	16,114
その他利益剰余金	64,500	68,043
固定資産圧縮積立金	644	643
特別積立金	49,570	49,570
繰越利益剰余金	14,284	17,829
自己株式	△970	△977
株主資本合計	848,208	852,645
その他有価証券評価差額金	6,092	7,133
繰延ヘッジ損益	98	43
評価・換算差額等合計	6,190	7,176
純資産の部合計	854,399	859,821
負債及び純資産の部合計	12,093,975	12,175,511

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
経常収益	103,531	103,521
資金運用収益	92,630	91,993
(うち貸出金利息)	84,257	83,095
(うち有価証券利息配当金)	6,900	6,894
役務取引等収益	4,611	4,465
特定取引収益	2,944	2,805
その他業務収益	1,520	2,248
その他経常収益	1,825	※1 2,007
経常費用	89,229	86,609
資金調達費用	27,705	22,782
(うち預金利息)	3,035	2,577
(うち債券利息)	19,299	14,712
役務取引等費用	1,064	1,543
特定取引費用	53	—
その他業務費用	1,484	363
営業経費	※2 38,582	※2 38,928
その他経常費用	※3 20,339	※3 22,990
経常利益	14,302	16,912
特別利益	※4 1,778	—
特別損失	※5 1,279	4
税引前中間純利益	14,801	16,907
法人税、住民税及び事業税	1,595	8,905
法人税等調整額	5,830	△940
法人税等合計	7,425	7,965
中間純利益	7,376	8,942

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	218,653	218,653
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	218,653	218,653
危機対応準備金		
当期首残高	150,000	150,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	150,000	150,000
特別準備金		
当期首残高	400,811	400,811
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	400,811	400,811
資本剰余金		
その他資本剰余金		
当期首残高	0	0
当中間期変動額		
自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	0	0
資本剰余金合計		
当期首残高	0	0
当中間期変動額		
自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	0	0
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	14,314	15,214
当中間期変動額		
剰余金の配当	899	899
当中間期変動額合計	899	899
当中間期末残高	15,214	16,114
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金		
当期首残高	—	644
当中間期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	—	△1
当中間期変動額合計	—	△1
当中間期末残高	—	643

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
特別積立金		
当期首残高	49,570	49,570
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	49,570	49,570
繰越利益剰余金		
当期首残高	5,616	14,284
当中間期変動額		
剰余金の配当	△5,398	△5,398
中間純利益	7,376	8,942
固定資産圧縮積立金の取崩	—	1
当中間期変動額合計	1,977	3,545
当中間期末残高	7,594	17,829
利益剰余金合計		
当期首残高	69,502	79,714
当中間期変動額		
剰余金の配当	△4,498	△4,498
中間純利益	7,376	8,942
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—
当中間期変動額合計	2,877	4,443
当中間期末残高	72,379	84,158
自己株式		
当期首残高	△958	△970
当中間期変動額		
自己株式の取得	△6	△7
自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	△6	△7
当中間期末残高	△965	△977
株主資本合計		
当期首残高	838,008	848,208
当中間期変動額		
剰余金の配当	△4,498	△4,498
中間純利益	7,376	8,942
自己株式の取得	△6	△7
自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	2,870	4,436
当中間期末残高	840,879	852,645

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	4,718	6,092
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	5,112	1,041
当中間期変動額合計	5,112	1,041
当中間期末残高	9,831	7,133
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	247	98
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△75	△54
当中間期変動額合計	△75	△54
当中間期末残高	172	43
評価・換算差額等合計		
当期首残高	4,966	6,190
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	5,037	986
当中間期変動額合計	5,037	986
当中間期末残高	10,004	7,176
純資産合計		
当期首残高	842,974	854,399
当中間期変動額		
剰余金の配当	△4,498	△4,498
中間純利益	7,376	8,942
自己株式の取得	△6	△7
自己株式の処分	0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	5,037	986
当中間期変動額合計	7,908	5,422
当中間期末残高	850,883	859,821

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については当中間会計期間末前1ヵ月平均に基づいた市場価格、時価のある株式以外のものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：2年～60年 その他：3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。</p>
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理
	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(5) 睡眠債券払戻損失引当金 睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
	(6) 環境対策引当金 環境対策引当金は、PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. ヘッジ会計の方法	(イ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 (ロ) 内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。
8. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【追加情報】

当中間会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。

(特別準備金)

平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第2項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法第44条第5項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1 関係会社の株式及び出資金総額 3,933百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は105,756百万円、延滞債権額は197,683百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,535百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権に該当する金額はありません。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は304,975百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は295,955百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 186,417百万円 担保資産に対応する債務 預金 5,448百万円 借入金 35,000百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券177,325百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金・敷金等は、2,360百万円であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資金総額 3,804百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は103,882百万円、延滞債権額は227,039百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,134百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権に該当する金額はありません。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は333,056百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は261,690百万円あります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 257,084百万円 担保資産に対応する債務 預金 6,085百万円 借入金 83,900百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券178,499百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金・敷金等は、2,331百万円あります。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、868,217百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが833,597百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 59,325百万円 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。</p> <p>※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は192,389百万円であります。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、899,671百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが871,407百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 61,409百万円 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。</p> <p>※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は181,756百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<p>—</p> <p>※2 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 1,259百万円 無形固定資産 1,248百万円</p> <p>※3 その他経常費用には、貸出金償却29百万円、貸倒引当金繰入額16,953百万円、株式等償却2,628百万円を含んでおります。</p> <p>※4 特別利益には、固定資産処分益1,707百万円を含んでおります。</p> <p>※5 特別損失には、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額896百万円及び環境対策引当金繰入額248百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、償却債権取立益103百万円を含んでおります。</p> <p>※2 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 1,167百万円 無形固定資産 1,307百万円</p> <p>※3 その他経常費用には、貸出金償却34百万円、貸倒引当金繰入額21,981百万円、株式等償却466百万円を含んでおります。</p> <p>—</p> <p>—</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	9,541	51	1	9,591	(注)
合計	9,541	51	1	9,591	

(注)自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

II 当中間会計期間(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	9,629	52	1	9,680	(注)
合 計	9,629	52	1	9,680	

(注)自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

前事業年度(平成23年 3 月31日)

(ア) 有形固定資産

主として、電子計算機であります。

当中間会計期間(平成23年 9 月30日)

(ア) 有形固定資産

主として、電子計算機であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

前事業年度 (平成23年 3 月31日)

該当ありません。

当中間会計期間 (平成23年 9 月30日)

該当ありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9 月30日)
1 年内	332	381
1 年超	318	261
合 計	651	643

(有価証券関係)

I 前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	3,441
関連会社株式	—
合計	3,441

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

II 当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	3,441
関連会社株式	—
合計	3,441

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

I 前事業年度 (平成23年3月31日)

当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,524 百万円
貸借契約締結に伴う増加額	15 百万円
時の経過による調整額	1 百万円
期末残高	<u>1,540 百万円</u>

(注) 貸借契約に関連して敷金が資産計上されている場合の資産除去債務については、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

II 当中間会計期間 (平成23年9月30日現在)

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,540 百万円
貸借契約締結に伴う増加額	13 百万円
時の経過による調整額	0 百万円
当中間会計期間末残高	<u>1,554 百万円</u>

(注) 貸借契約に関連して敷金が資産計上されている場合の資産除去債務については、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	3.38	4.10
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	7,376	8,942
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	7,376	8,942
普通株式の期中平均株式数	千株	2,176,964	2,176,877

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書

事業年度 第82期(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

平成23年 6 月24日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月9日

株式会社商工組合中央金庫

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 塚 啓 一 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 木 一 昭 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男 澤 顕 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商工組合中央金庫の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当金庫(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月9日

株式会社商工組合中央金庫

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 塚 啓 一 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 木 一 昭 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男 澤 顕 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商工組合中央金庫の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第83期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当金庫(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年12月16日

【会社名】 株式会社商工組合中央金庫

【英訳名】 The Shoko Chukin Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 関 哲 夫

【最高財務責任者の役職氏名】 _____

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲2丁目10番17号

【縦覧に供する場所】 株式会社商工組合中央金庫 大阪支店
(大阪府大阪市西区阿波座1丁目7番13号)

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当金庫取締役社長関哲夫は、当金庫の第83期中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。